

興部町障害者活躍推進計画

機関名	興部町役場
任命権者	興部町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
興部町役場における障害者雇用に関する課題	興部町役場においては、これまで障害者任免状況通報における法定雇用率の達成はしているが、障害者に限定した募集・採用は行っていない。 今後は、障害者である職員が活躍し働きやすい職場となるように、更なる体制整備や各種取組を行う必要がある。
目標	
1. 採用に関する目標	当該年6月1日時点の法定雇用率以上を目標とする。 （参考） 令和元年6月1日時点の実雇用率 4.02% （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行う。
2. 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 人事評価、人事記録等により適切に管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3ヶ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった者から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の機会に障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、必要な措置を検討する。 ○募集採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自立で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。